

中山間地域等直接支払制度実施状況について

中山間地域等直接支払交付金実施要領第12に基づき、令和5年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について公表します。

【中山間地域等直接支払制度とは】

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

【集落協定の概要】

協定の対象となる農用地において、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とすることにより、集落の持つ多面的機能の確保を図るため、関係者が一致協力して今後5年間に取り組むべき事項について定めています。

【集落協定毎の交付対象面積、交付金額】

地域 区分	単価 区分	集落協定名	交付対象面積（㎡）							交付金額（円）						
			計	田		畑		草地		計	田		畑		草地	
				急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
通常	体制 整備	北檜山	1,306,088		1,175,487		130,601			9,860,999		9,403,896		457,103		
通常	体制 整備	若 松	3,921,404	82,512	3,258,607	10,809	133,838		435,638	29,701,252	1,732,752	26,068,856	124,302	468,428		1,306,914
通常	体制 整備	瀬 棚	2,449,200		302,006				2,147,194	8,857,630		2,416,048				6,441,582
計		3集落	7,676,692	82,512	4,736,100	10,809	264,439		2,582,832	48,419,881	1,732,752	37,888,800	124,302	925,531		7,748,496

【農業生産活動等及び農業生産活動】

■北檜山地区中山間事業集落協定協議会

- ・農業生産活動等 → 賃貸権設定・農作業の委託、農地の法面管理、水路農道等の管理活動
- ・多面的機能を増進する活動 → 景観作物の作付け
- ・集落戦略の作成 → 作成済

■若松地区中山間事業協議会

- ・農業生産活動等 → 賃貸権設定・農作業の委託、農地の法面管理、水路農道等の管理活動
- ・多面的機能を増進する活動 → 景観作物の作付け
- ・集落戦略の作成 → 作成済

■せたな町瀬棚区中山間事業協議会

- ・農業生産活動等 → 賃貸権設定・農作業の委託、農地の法面管理、水路農道等の管理活動
- ・多面的機能を増進する活動 → 景観作物の作付け
- ・集落戦略の作成 → 作成済